

令和8年2月定例会 総務委員会

令和8年3月10日（火）

〔委員会の概要 企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	庄野	昌彦
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	小泉 尚美

説明者職氏名

〔企画総務部〕

部長	佐藤 泰司
副部長	高崎 美穂
政策企画課長	内海はやと
税務課長	小林 昭仁

【提出予定議案】（説明資料（その5））

- 議案第74号 徳島県税条例の一部改正について

【報告事項】

なし

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（13時01分）

直ちに議事に入ります。

これより企画総務部関係の調査を行います。

この際、企画総務部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

総務委員会説明資料（その5）に基づきまして、企画総務部関係の追加提出案件の概要を御説明いたします。

3ページを御覧ください。①徳島県税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部が改正され、自動車税の環境性能割が廃止されること及び自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が延長されること等に伴い、所要の整備を行うものであります。

以上で追加提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

眞貝浩司委員

ただいま部長から説明があったのですが、もう少し条例改正の内容について詳しく教えていただけますか。

小林税務課長

ただいま眞貝委員から、条例改正の内容について御質問を頂きました。

まず、この度の県税条例の一部改正は、令和8年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、主な改正点は3点ございます。

1点目は、自動車税環境性能割の廃止でございます。

自動車の取得時に課税される自動車税環境性能割が令和8年3月31日をもちまして廃止されるとともに、現行の自動車税種別割、これは保有してありましたら毎年掛かるものでございますけれども、こちらが自動車税とされることに伴い所要の整備を行うものでございます。

2点目が自動車税のグリーン化特例の延長でございます。

これは、環境負荷の小さい電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等につきまして、取得した翌年度の税率を75%軽減する軽課を2年延長いたしますとともに、新車登録から一定年数を経過した、環境負荷の大きい自動車、具体的にはガソリン車は13年、ディーゼル車は11年を超える自動車の税率についておおむね15%程度重くする、重課につきましても、同様に2年延長するものでございます。

最後に、3点目が、不動産取得税の特例適用住宅の新築の日に係る特例の延長ということで、床面積が50㎡以上240㎡以下の標準的な規模の住宅、これを特例適用住宅と呼びま

して、不動産取得税の軽減措置を様々に講じております。

この特例適用住宅用に購入した土地について、取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合、その間、徴収を猶予するという特例を規定しておりますが、この規定が令和8年3月31日付けで適用期限を迎えることから、この適用期限を5年延長するものでございます。

眞貝浩司委員

それでは、条例改正の対象となる自動車等の件数、また県への影響額はどのぐらいになるのでしょうか。教えていただけますか。

小林税務課長

対象となる自動車等の件数、それから県への影響額について御質問を頂きました。

まず、自動車税環境性能割の廃止につきましては、令和6年度決算ベースで申し上げますと、課税対象となる自動車の台数が約1万9,000台でございます。これから試算いたしますと、年間で約8億円の減収を見込んでおります。

ただし、この地方税の減収分につきましては、安定財源を確保するための具体的な方策を検討するまでの間、国の責任で手当てするとされておりまして、令和8年度の減収につきましては、地方特例交付金によりまして全額が補填されることとなっております。県への影響はないということでございます。

次に、自動車税のグリーン化特例の延長につきましては、令和6年度の定期課税時における対象件数は、重課対象車が7万台余り、軽課対象車が500台ほどとなっております。現行の取扱いをそのまま延長するものでありますので、延長に伴う税収の増減というような新たな影響はございません。

また、最後の不動産取得税の特例の延長につきましても、徴収猶予の期間を延長するものですので、制度を改めることによる新たな影響はございません。

なお、令和6年度の実績で申し上げますと、この不動産取得税の徴収猶予制度を使われている納税者の方が、年間で大体20件という状況でございます。

眞貝浩司委員

この度の制度の改正につきまして、今後、県民の皆さんにはどのように周知していくのか教えていただけますか。

小林税務課長

今後、制度改正による県民への周知をどのようにしていくかという御質問を頂きました。

今回の改正は、県民の皆様や事業者の皆様に広く影響を及ぼすことから、県のホームページや広報紙、公式SNSなどを通じまして広く分かりやすい情報発信を行いますとともに、特に多くの皆様に関係してくる自動車税環境性能割の廃止や自動車税のグリーン化特例の延長については、自動車の販売現場で混乱が生じないように、関係団体とも連携を図ってまいります。

引き続き、県民の皆様へしっかりと周知できるよう、国会の審議状況を注視しながら、

法案の成立状況に合わせて速やかに情報提供を行ってまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

今後は、国の動向を注視しながら、県民の皆様にも不利益や混乱が生じないように、しっかりと対応していただきたいとお願いして質問を終わります。

古野司委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で企画総務部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時10分）